

(参考 1 - 3)

主眼事項及び着眼点 (認定こども園 (教育標準時間認定 1号))

主眼事項	着 眼 点	根拠法令等
<p>I 地域区分等</p> <p>1. 地域区分 (①)</p> <p>2. 定員区分 (②)</p> <p>3. 認定区分 (③)</p> <p>4. 年齢区分 (④)</p>	<p>利用する施設が所在する市町村ごとに定められた平27府告示49別表第一による区分が適用されているか。</p> <p>利用する施設の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。</p> <p>利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。 年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 (⑤)、処遇改善等加算 (⑥) 及び3歳児配置改善加算 (⑨) の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用されているか。</p>	<p>「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平27府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号通知。以下「留意事項通知」という。) 留意事項通知別紙3 I 1.</p> <p>留意事項通知別紙3 I 2.</p> <p>留意事項通知別紙3 I 3.</p> <p>留意事項通知別紙3 I 4.</p>
<p>II 基本部分</p> <p>1. 基本分単価 (⑤)</p>	<p>(1) 地域区分 (①)、定員区分 (②)、認定区分 (③)、年齢区分 (④) (以下「地域区分等」) に応じて定められた額とされているか。</p> <p>(2) 基本分単価 (保育認定子どもに係る基本分単価を含む。) に含まれる職員構成は次の (ア) 及び (イ) のとおりであり、これらが充足されているか。</p> <p>(ア) 保育教諭等 基本分単価における必要保育教諭等の数 (幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」と</p>	<p>留意事項通知別紙3 II 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙3 II 1. (2)</p>

いう。)) 第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く。)は以下のiとiiを合計した数であること。また、これとは別に非常勤の講師を配置すること

i 年齢別配置基準

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児(保育認定子どもに限る。)6人につき1人、乳児3人につき1人

(注1)「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者(平成32年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。)をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。

(注2)ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児(保育認定子どもに限る。)」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと(当該年度内に限る。)

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で、年度途中で満3歳に達して入園した者
- ・ 2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

(注3)確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)} + {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)} = 配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

ii その他

- a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人
- b 教育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人(注1)
- c 主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)(注2)
- d 上記i及びiiのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間2日分の費用を算定(保育認定

子どもの人数に係る保育教諭等に限る。) (注3)
 (注1) 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。
 (注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。
 (注3) 当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

- (イ) その他
- i 園長 (施設長)
 - ii 調理員等
 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人 (うち1人は非常勤)
 - ii 事務職員及び非常勤事務職員 (注)
 (注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。
 - iii 学校医・学校歯科医・学校薬剤師 (嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)

Ⅲ 基本加算部分

1. 処遇改善等加算 (⑥)

(1) この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平27府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号通知。(2)において「平27府政共生第349号等通知」という。)及び「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平27事務連絡)に定めるとおり、加算しているか。

留意事項通知別紙3
 Ⅲ 1. (1)

(2) この加算額の算定は、地域区分等に応じた単価に、平27府政共生第349号等通知に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。

留意事項通知別紙3
 Ⅲ 1. (3)

2. 副園長・教頭配置加算 (⑦)

- (1) この加算の認定がされている場合、園長 (施設長) 以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置しており、配置人数にかかわらず同額とされているか。(保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に準じているか。)
- i 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。) 第14条又は学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。
 - ii 就学前の子どもに関する教育、保育等の

留意事項通知別紙3
 Ⅲ 2. (1)

	<p>総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則（昭和25年文部省令第11号）第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。</p> <p>iii 当該施設に常時勤務する者であること。 iv 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。</p>	
	<p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 III 2. (2)</p> <p>留意事項通知別紙3 III 2. (3)</p>
<p>3. 学級編制調整加配加算 (⑧)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下にされているか。</p> <p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 III 3. (1)</p> <p>留意事項通知別紙3 III 3. (2)</p> <p>留意事項通知別紙3 III 3. (3)</p>
<p>4. 3歳児配置改善加算 (⑨)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施されているか。</p> <p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、各月初日に利用する3歳児及び満3歳児に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 III 4. (1)</p> <p>留意事項通知別紙3 III 4. (2)</p> <p>留意事項通知別紙3 III 4. (3)</p>
<p>5. 満3歳児対応加配加算 (⑩又は⑩')</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合について、 (ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合【⑩】 年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育</p>	<p>留意事項通知別紙3 III 5. (1)</p>

	<p>教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施しているか。</p> <p><算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)})\} + \{3\text{歳児数(満3歳児を除く)} \times 1/20 (\text{同})\} + \{満3歳児 \times 1/6 (\text{同})\} = \text{配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)}$</p> <p>(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合【⑩'】</p> <p>年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施しているか。</p> <p><算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)})\} + \{3\text{歳児数(満3歳児を除く)} \times 1/15 (\text{同})\} + \{満3歳児 \times 1/6 (\text{同})\} = \text{配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)}$</p> <p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、利用する満3歳児に係る地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とし、各月初日に利用する満3歳児に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 III 5.(2)</p> <p>留意事項通知別紙3 III 5.(3)</p>
<p>6. チーム保育加配加算(⑪)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、基本分単価(⑤)及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、保育教諭等(幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。</p> <p>この加算の算定上の「加配人数」は、1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数(注1)の範囲内で、必要保育教諭等の数を超えて配置する保育教諭等の数(注2)としているか。</p> <p>(注1) 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数 45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：4人、301人以上450人以下：5人、451人以上：6人</p> <p>(注2) 「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>留意事項通知別紙3 III 6.(1)</p>

	<p>① 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位を四捨五入前）による配置保育教諭等の数を減じて得た員数が3人未満の場合 小数点第1位を四捨五入した員数とする。 （例）2.3人の場合、2人</p> <p>② 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から必要保育教諭等の数を減じて得た員数が3人以上の場合 小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 （例）3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人</p>	
	<p>（1）の要件に適合しなくなった場合は、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p>	<p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 6.（2）</p>
	<p>（2）この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を基本額とし、当該基本額に加配人数を乗じて得た額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 6.（3）</p>
<p>7. 通園送迎加算 (12)</p>	<p>（1）この加算の認定がされている場合、利用子どもの通園の便宜のため送迎を行っているか。 通園送迎を利用していない園児についても同額を加算し、また、長期休業期間の単価にも加算しているか。</p> <p>（注）送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。</p> <p>（1）の要件に適合しなくなった場合は、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>（2）この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 7.（1）</p> <p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 7.（2）</p> <p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 7.（3）</p>
<p>8. 給食実施加算 (13)</p>	<p>（1）この加算の認定がされている場合、給食を実施しているか。 この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して算出（小数点第1位を四捨五入）することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとしているか（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。長期休業期間</p>	<p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 8.（1）</p>

	<p>の単価にも加算されているか。</p> <p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 8. (2)</p> <p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 8. (3)</p>
<p>9. 外部監査費加算 (14)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けているか。 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとしてされているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、認定こども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 9. (1)</p> <p>留意事項通知別紙3 Ⅲ 9. (3)</p>
<p>IV 加減調整部分</p>		
<p>1. 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (15)</p>	<p>(1) 以下の要件を満たさない施設に適用されているか。 (要件) 主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるためのⅡの1.(2)、(ア) ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>i 幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの(対象子どもは、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月)における平均対象事業が1人以上いること。))私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。)</p> <p>ii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月)における平均対象事業が1人以上いること。))私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。)</p> <p>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供(月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて加算。)</p> <p>iv 障害児(軽度障害児を含む。)に対する教育・保育の提供(月の初日において障害</p>	<p>留意事項通知別紙3 IV 1. (1)</p>

	児が1人以上利用している月から年度を通じて加算。)	
	(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	留意事項通知別紙3 IV 1.(2)
	(2)(1)の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。	留意事項通知別紙3 IV 1.(3)
2. 年齢別配置基準を下回る場合(⑯)	(1)施設に配置する保育教諭等の数が、IIの1.(2)、(ア)で定める保育教諭等の数(iiのcを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。)を下回る場合に加減調整されているか。 本調整の算定上の「人数」は、認定こども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を2で除した得た数とされているか。	留意事項通知別紙3 IV 2.(1)
	(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	留意事項通知別紙3 IV 2.(2)
	(2)(1)の加減調整額は、不足する保育教諭等の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に不足する「人数」を乗じて得た額を調整額とされているか。	留意事項通知別紙3 IV 2.(3)
3. 配置基準上求められる職員資格を有しない場合(⑰)	(1)IIの1.(2)、(ア)で定める保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合、加減調整されているか。 本調整の算定上の「人数」は、必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とされているか。	留意事項通知別紙3 IV 3.(1)
	(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	留意事項通知別紙3 IV 3.(2)
	(2)必要資格を有しない教育・保育従事者の1人当たりの額は、地域区分等に応じた単価に、当該額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とし、当該額に必要資格を有しない教育・保育従事者の「人数」を乗じて得た額を調整額とされているか。	留意事項通知別紙3 IV 3.(3)
4. 施設長に係る経過措置が適用される場合(⑱)	(1)認定こども園法附則第3条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可があったものとみなされた施設について、以下の要件を満たす場合、加減調整されている	留意事項通知別紙3 IV 4.(1)

	<p>か。当該調整は平成32年3月31日までの間に限り講じられるものであること。</p> <p>(ア) 平成27年3月31日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置していること。</p> <p>(イ) (ア) のいずれもが、平成27年4月1日以降に、継続して当該施設に配置(注1・2)されていること。</p> <p>(ウ) (ア) のうち平成27年4月1日以降に園長及び施設長としての職務に就いていない者については、Ⅱの1.(2)に定める職員及びその他の加算等の算定上の対象職員になっていないこと。</p> <p>(注1) 平成27年4月1日以降に退職等により、当該施設の職員で無くなった場合には、(注2)の場合を除き、本調整の対象にはならないこと。</p> <p>(注2) 施設を設置する事業者が設置する他の教育・保育施設又は地域型保育事業所に異動した場合で、異動先の施設において施設長又はそれに準じた職務に従事していること。加えて、本調整の対象となる施設に当該者の後任者が配置されていること。</p> <p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) (1) の加減調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に加算数×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 IV 4.(2)</p> <p>留意事項通知別紙3 IV 4.(3)</p>
<p>V 乗除調整部分</p>	<p>1. 定員を恒常的に超過する場合(19)</p> <p>(1) 連続する過去の2年度間(注1)常に利用定員を超過しており(注2)、かつ、各年度の年間平均在所率(注3)が120%以上の状態にある場合、乗除調整されているか。なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。</p> <p>(注1) 連続する過去の2年度間の起算点平成27年度を起算点とされているか。</p> <p>(注2) 利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(注3) 年間平均在所率</p>	<p>留意事項通知別紙3 V 1.(1)</p>

	<p>当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定を受けた在籍子ども数の総和を各月の初日の教育標準時間認定に係る利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) 本調整措置が適用される施設における基本単価(⑤)から施設長に係る経過措置が適用される場合(⑱)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙3 V 1. (2)</p> <p>留意事項通知別紙3 V 1. (3)</p>
<p>VI 特定加算部分</p> <p>1. 療育支援加算 (⑳)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。 なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合(⑲)の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。 また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか(注5)。</p> <p>(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。</p> <p>(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</p> <p>(注3) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。</p> <p>(注4) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。</p> <p>(注5) 取組の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・ 地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役 ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実 	<p>留意事項通知別紙3 VI 1. (1)</p>

	<p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌日(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の教育標準時間認定を受けた利用子ども数で除して得た額とされているか(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙3 VI 1. (2)</p> <p>留意事項通知別紙3 VI 1. (3)</p>
<p>2. 事務職員雇上費加算 (㉑)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、認定子ども園全体の利用定員が91人以上であるか。</p> <p>(1) の要件に適合しなくなった場合は、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、区分ごとの基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 VI 2. (1)</p> <p>留意事項通知別紙3 VI 2. (2)</p> <p>留意事項通知別紙3 VI 2. (3)</p>
<p>3. 冷暖房費加算 (㉒)</p>	<p>加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。</p> <p>一級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</p> <p>二級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</p> <p>三級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</p> <p>四級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</p> <p>その他地域 上記以外の地域をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙3 VI 3. (2)</p>
<p>4. 施設関係者評価加算 (㉓)</p>	<p>(1) この加算の認定がされている場合、認定子ども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。</p> <p>評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体が作成したものを含む。)に準拠し、認定子ども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。</p> <p>(注) 本加算の適用の有無は認定子ども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。</p>	<p>留意事項通知別紙3 VI 4. (1)</p>

	(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	留意事項通知別紙3 VI 4. (3)
5. 除雪費加算 (㉔)	(1) この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に規定する地域に施設が所在しているか。	留意事項通知別紙3 VI 5. (1)
	(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	留意事項通知別紙3 VI 5. (2)
6. 降灰除去費加算 (㉕)	(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法第12条に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。	留意事項通知別紙3 VI 6. (1)
	(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。	留意事項通知別紙3 VI 6. (2)
7. 施設機能強化推進費加算 (㉖)	(1) この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。 i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) ii 幼稚園型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月)における平均対象事業が1人以上いること。))私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。) iii 一般型一時預かり事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月)における平均対象事業が1人以上いること。))ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。) iv 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) iv 満3歳児(教育標準時間認定子どもに限	留意事項通知別紙3 VI 7. (1)

<p>る。)に対する教育・保育の提供（４月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。）</p> <p>v 乳児に対する教育・保育の提供（４月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>vi 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（４月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p> <p>（注1）取組の実施方法の例示</p> <p>i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p> <p>ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>（注2）取組に必要となる経費の額 取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。</p> <p>（注3）支出対象経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>（注4）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。</p> <p>8. 小学校接続加算 (27)</p>	<p>（2）この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p> <p>（3）この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに留意事項通知様式3を参考とした実績報告書を市町村に提出しているか。</p> <p>（1）この加算の認定がされている場合、次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。</p> <p>（注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。</p> <p>i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。</p> <p>ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</p> <p>iii 小学校との接続を見通した教育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p> <p>（2）この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子ども</p>	<p>留意事項通知別紙3 VI 7. (3)</p> <p>留意事項通知別紙3 VI 7. (4)</p> <p>留意事項通知別紙3 VI 8. (1)</p> <p>留意事項通知別紙3 VI 8. (3)</p>
--	--	---

<p>9. 第三者評価受審加算 (28)</p>	<p>の単価に加算されているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>(注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙3 VI9.(1)</p> <p>留意事項通知別紙3 VI9.(3)</p>
--------------------------	---	---